

令和 7・8・9 年度に実施する船舶の修繕に関する 技術審査等について

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

第九管区海上保安本部長 猪瀬 雅樹

次のとおり、技術審査申請を受付（公募）します。

1. 当該公募の概要

本件は、第九管区海上保安本部が発注する船舶修繕の受注を希望する事業者（参加者）を公募するものです。

参加を希望する事業者は、所定の様式により申込みを行い、令和 7・8・9 年度に第九管区海上保安本部が発注する船舶修繕を受注するために必要な要件を満たしているか否かの技術審査を受け、合格した場合は船舶修繕請負契約にかかる入札等に参加が可能となるものです。

2. 参加申込者の技術審査

（１）別表の「技術審査の区分」により審査を行います。

（２）定期公募による技術審査

令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）（以下、「新資格」という。）の審査時期にあわせ募集を行い、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」による技術審査を実施し、合否を決定します。

（３）定期公募以外の技術審査

上記 2.（２）の審査時期に参加申込みができない事業者にあつては、次の定期公募までの期間において「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査実施要領」に従い随時申込みを受付け、技術審査を実施し、合否を決定します。

3. 参加要件

（１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）第九管区海上保安本部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 新資格において、「役務の提供等（船舶整備）」A、B、C又は、D等級のいずれかに格付けされ、関東甲信越地域又は東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ただし、当該年度における競争参加資格申請中の場合は、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（船舶整備）」A、B、C又は、D等級のいずれかに格付けされていることを証明する書類をもって代えるものとし、令和7年度以降の競争参加資格審査の等級が確定次第、後日提出することを条件とする。

4. 技術審査の実施

技術審査を希望する事業者は、「海上保安庁の船舶の修繕に関する技術審査基準」に基づき、下記5.により配布する申請書及び審査に必要な資料等を提出場所の担当に提出すること。

5. 申請書の配布、提出場所及び受付期間

(1) 申請書の配布、提出場所

新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 美咲合同庁舎2号館
第九管区海上保安本部 警備救難部船舶技術課 管理係
電話（025）285-0118(内線 2313)

※ 提出は持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。）

(2) 受付期間

① 定期公募による技術審査受付期間

令和7年1月14日（火）から令和7年1月31日（金）17時までの間

② 定期公募以外での技術審査受付期間

令和7年2月3日（月）以降随時

6. 申請に必要な提出書類

(1) 技術審査申請書（船舶修繕）及び技術審査資料

(2) 国土交通省競争参加資格に関する書類

① 定期公募の場合

- a) 旧資格を有する者は、「令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し
- b) 旧資格を有しない者は、新資格の資格申請書の写し
- c) a)、b) いずれの場合も、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類
- d) 巡視船艇等の「国の行為を秘密にする必要がある」ものとして、随意契約を行う船舶修繕への参入を希望する者については、別途、守秘義務の

履行に関する審査を行うので、守秘義務の履行に関する社内内規の写し

②定期公募以外の場合

- a) 新資格を有する者は、「令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し
- b) 旧資格のみを有する者は、「令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一規格）決定通知書」の写し
- c) 旧資格を有しない者は、新資格による等級が確定次第、新資格による等級を証明する書類の写し

(3) その他第九管区海上保安本部長が必要と認める書類

7. 申請手続き等に関する問い合わせ先

上記 5. (1) に同じ

8. その他

- (1) 随時審査による資格の有効期間は、資格を付与したときから有効です。随時審査の場合、申請混雑の影響で、資格の付与に時間を要する場合もあり、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。
- (2) 技術審査に合格した場合でも、修理を行う船舶の修繕仕様書に定める回航日数の条件によって受注できる船舶が限られる場合があります。
- (3) 巡視船艇の修繕は、「予算決算及び会計法（昭和 22 年 4 月 30 日勅令 165 号）」第 99 条第 1 項に基づき、「国の行為を秘密にする必要がある」ものとして契約を行うため、別途秘密保持等に係る応札条件を付することになります。
技術審査に合格した場合でも、守秘義務に関する要件を満たしていない場合は入札等の参加はできません。